建設業における
労働災害防止対策について

「トップが打ち出す方針　みんなで共有　生み出す安全・安心」

（第13次防　キャッチフレーズ）

東京労働局 労働基準部 安全課

第13次東京労働局労働災害防止計画（2018年度～2022年度）

「Safe Work TOKYO」の下

「トップが打ち出す方針　みんなで共有
生み出す安全・安心」

（キャッチフレーズとしてすべての関係者が「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有して取組を推進）

目標

死傷災害　2017年比2022年5％以上減少（9,837人→9,345人）
死亡災害　2017年比2022年15％以上減少（66人→56人）

小目標（建設業）

建設業における死亡災害　15％以上減少（28人→23人）
熱中症対策　計画期間中に死亡災害を発生させない。

（計画を推進するに当たっての基本的考え方）

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策

○本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大

⇒　企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。

○「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進

⇒　“Safe Work TOKYO”　を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

東京労働局管内の労働災害の推移

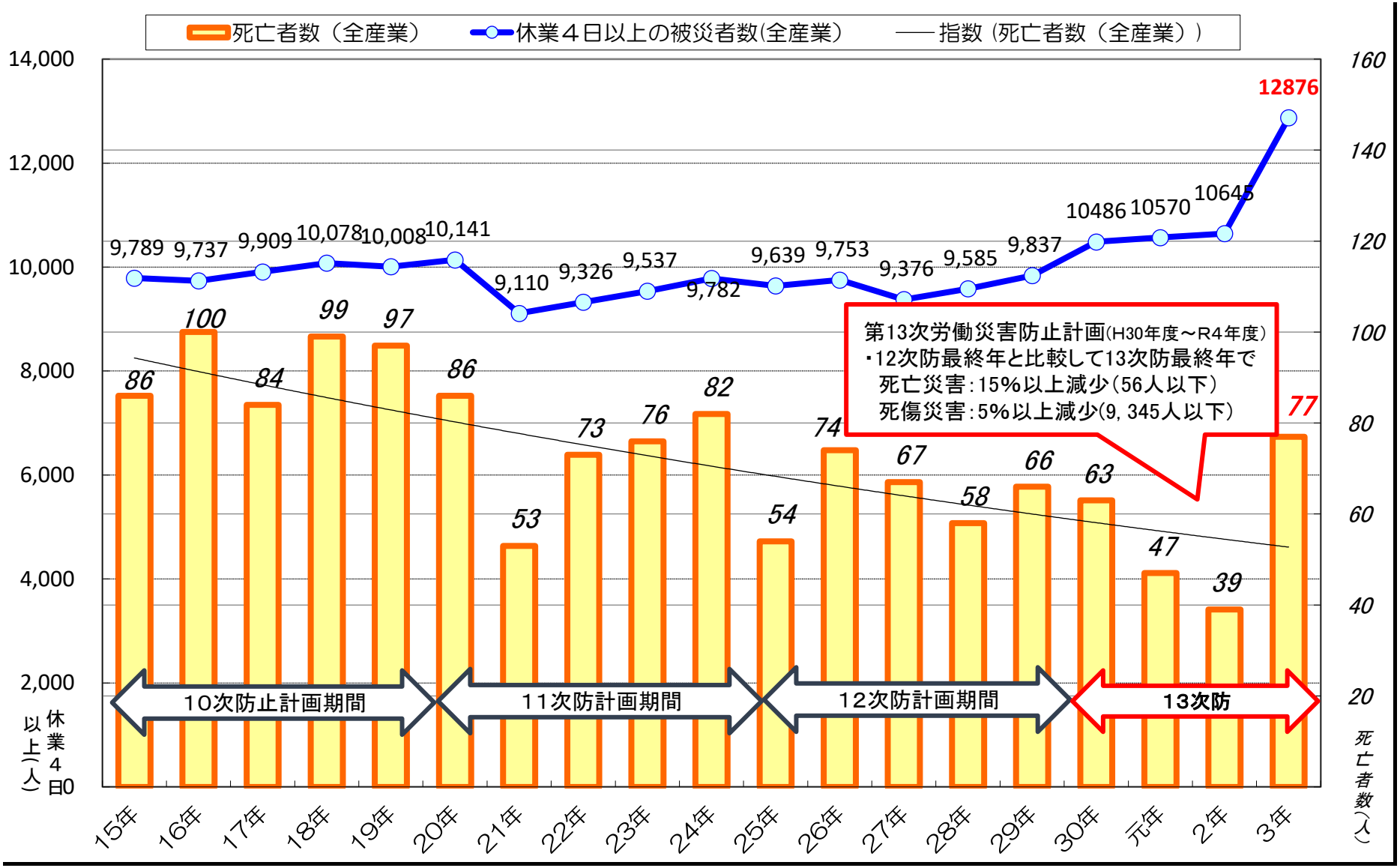

建設業の死亡災害の労働災害の推移（昭和28年～令和3年）

上段＝全国
下段＝東京

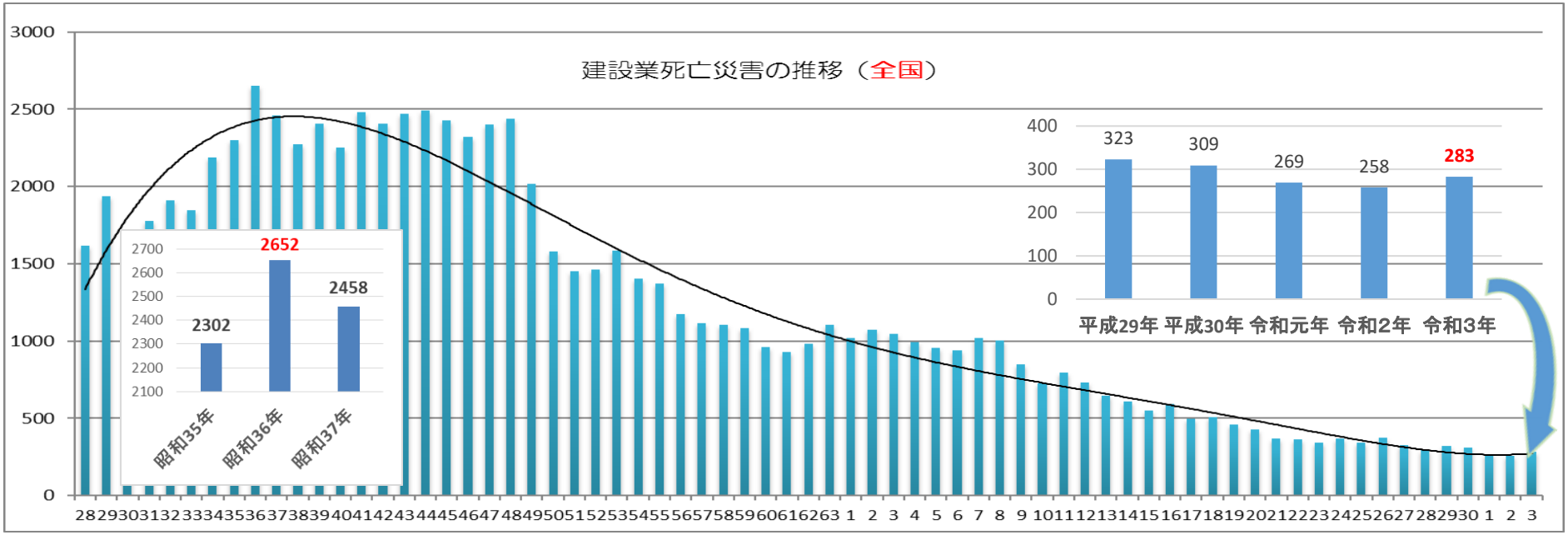

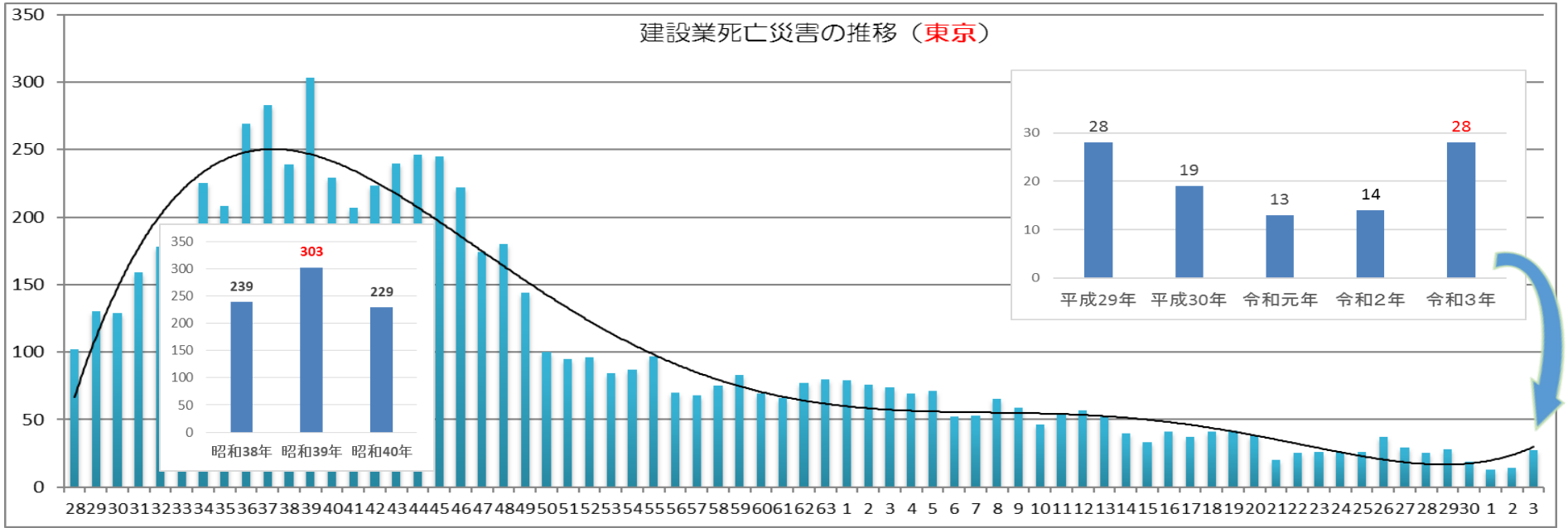

建設業の休業4日以上の労働災害の推移（昭和28年～令和3年）

上段＝全国
下段＝東京

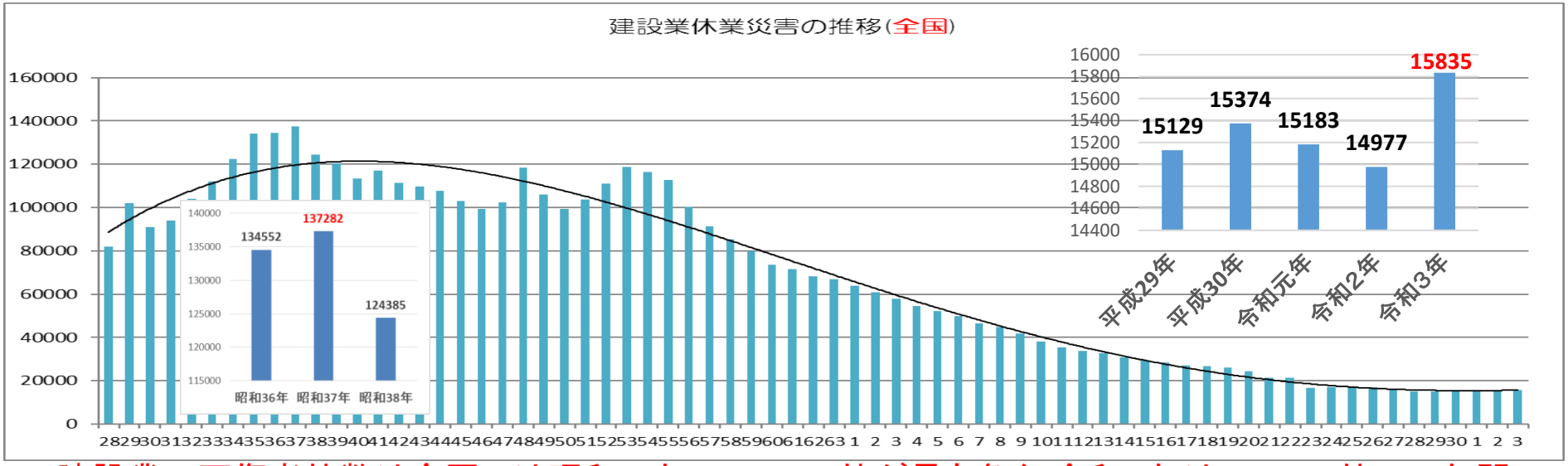

＊建設業の死傷者件数は全国では昭和37年の137,282件が最も多く、令和3年は、15,835件で59年間で約1/9に減少、長期的には減少しているが、近年は横ばい状況である

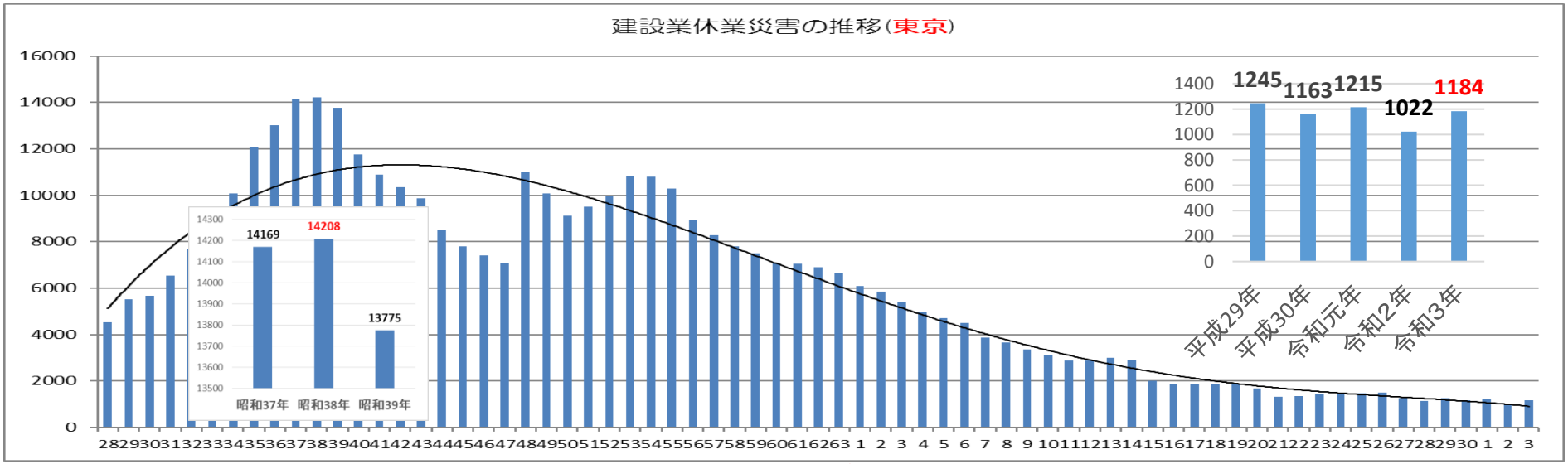

＊都内の建設業の死傷者件数は昭和38年の14,208件が最も多く、令和3年は、1,184件で全国と同じように長期的は減少しているが、近年は横ばい状況である

建　設　業　の　安　全　衛　生　対　策

1 労働者の安全確保のための対策

足場等からの墜落・転落防止対策

建設業における死亡災害のうち、墜落・転落災害が４割以上占めている。

事業者は引き続き、**墜落・転落災害防止に係る労働安全衛生規則**（昭和47年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）の**遵守徹底**を図るとともに、足場からの墜落・転落災害を防止するために「**足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱**」（平成 24 年２月９日付け基安発 0209第２号、平成 27 年５月 20 日一部改正）に**基づく「より安全な措置」等の措置**を適切に講じること。

- 足場からの墜落・転落による労働災害の多くは、労働安全衛生規則で定められている墜落防止措置が適切に実施されていない足場で発生したもので法定事項の遵守徹底が必要であること。
- 組立・解体時の最上層からの墜落防止措置として「手すり先行工法」や通常作業時の墜落防止措置として取り組むことが望ましい「より安全な措置」等の設備的対策、小規模な場合も含めた足場の組立図の作成、足場点検の客観性・的確性の向上、足場の組立て等作業主任者の能力向上や足場で作業を行う労働者の安全衛生意識の高揚などの管理面や教育面の対策を進めていくことが労働災害防止上効果的であること。

＊　これらを踏まえて、安衛則における墜落防止 措置と実施すべき対策をもって足場からの墜落転落災害の一層の防止を図ることとする。

東京局管内の死亡災害推移（平成24年～令和3年）／業種別／墜落・転落

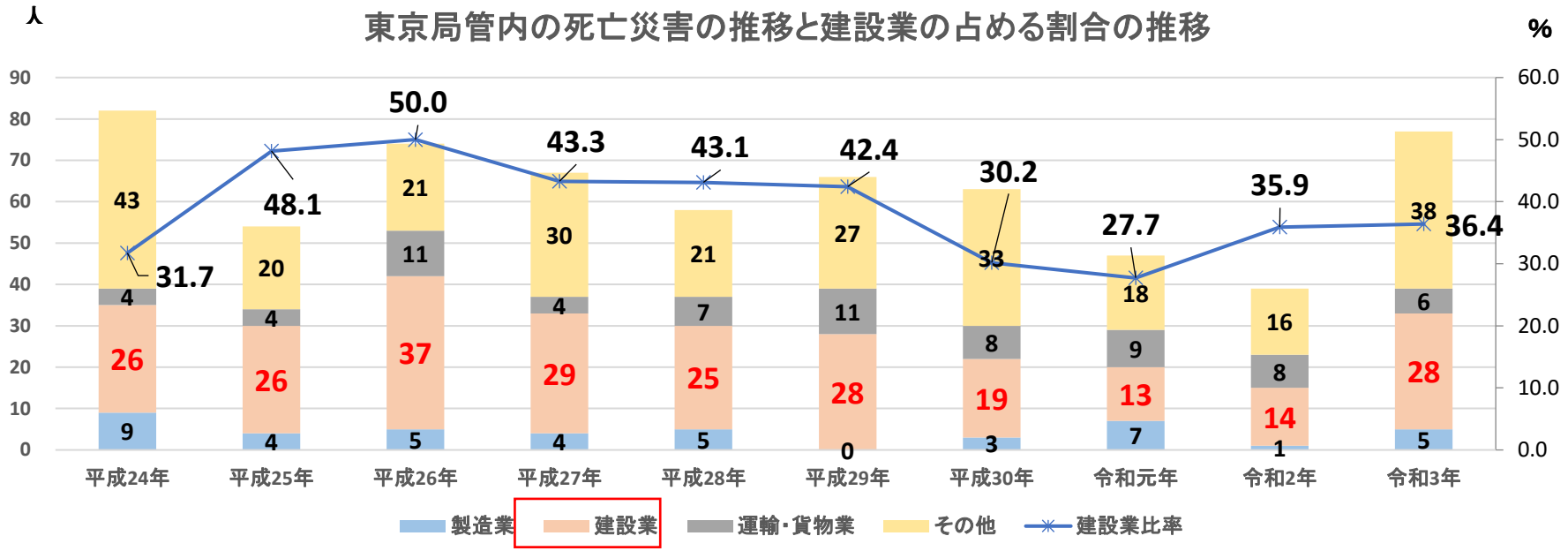

＊建設業の死亡者数は全業種の3割から4割を占める。この内の約5割が墜落・転落災害である

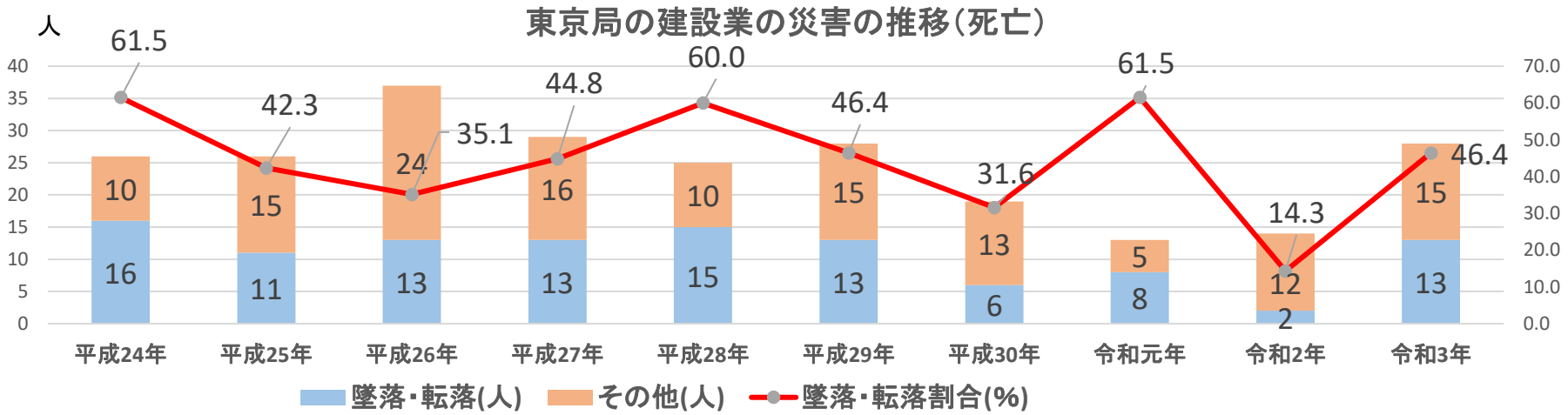

建　設　業　の　安　全　衛　生　対　策

1　労働者の安全確保のための対策

はしご等からの墜落・転落防止対策

　建設業における墜落・転落災害による死傷者数のうち、はしご等からの墜落・転落が最も多くなっている。**「リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した墜落・転落災害防止の徹底について」**（令和３年３月17日付け基安安発0317第２号）に基づく**措置**を適切に講じること。

建設業における労働災害を「事故の型別」と「起因物」でみた場合

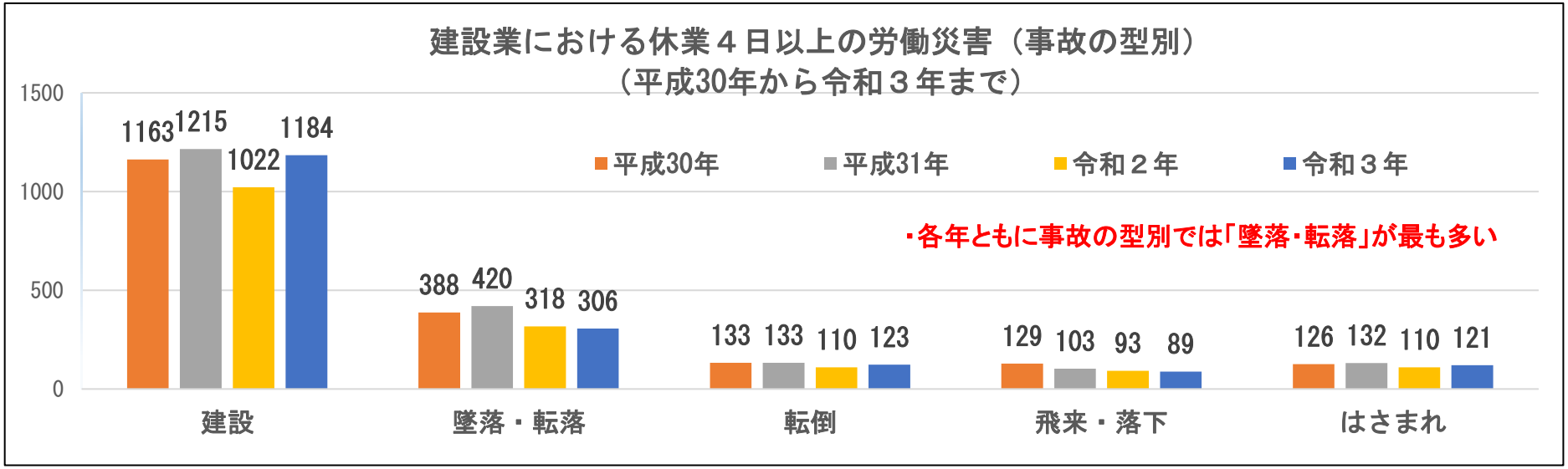

平成30年から令和３年の「事故の型別」と「起因物」の組合せの上位５位

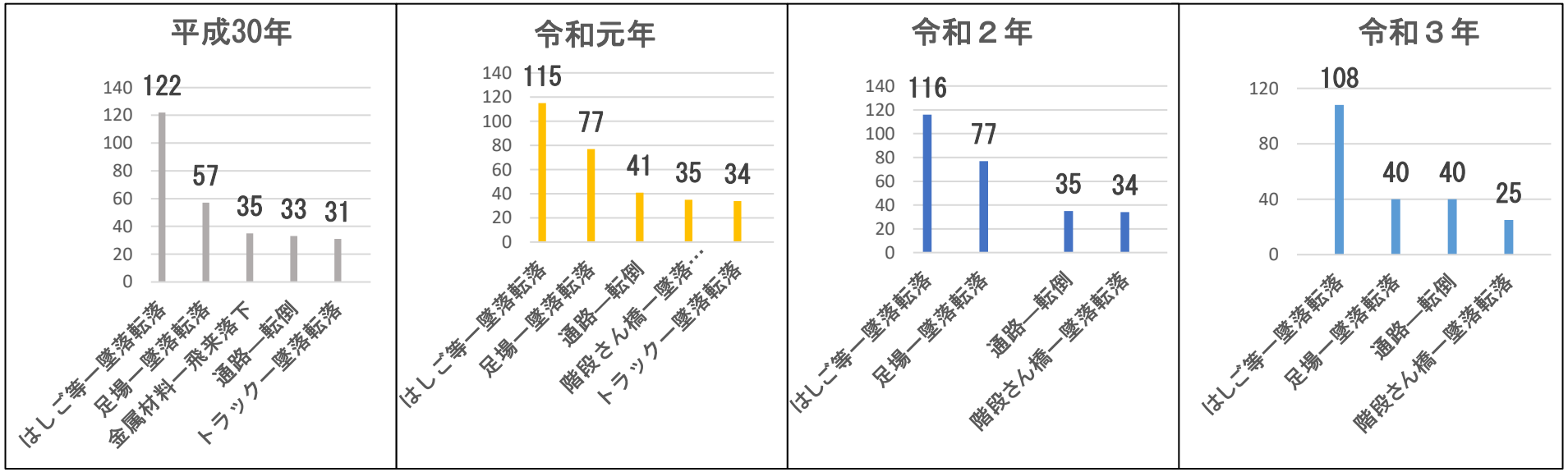

＊平成30年から令和3年の労働災害を「事故の型別」と「起因物」でみると、各年とも「はしご等からの墜落・転落」が最も多く、次いで「足場からの墜落・転落」である

※はしご等とは、はしご、脚立、踏み台などをいう。

はしごや脚立からの低所からの墜落・転落災害防止について

「はしごや脚立」は、身近な用具であり、ちょっとした高いところに物を取る等の時に使用するため、墜落・転落の危険性について、それほど危ないと感じずに使用する場合が多い、使用する場合は、想定される危険の予知を！

労働災害のメカニズム

(1) 不安全な状態

- はしご、脚立の損傷等の改善　（設備の欠陥）
- はしご、脚立の設置場所が軟弱な地盤（設置場欠陥）
- 強風等の悪天候（自然環境、外的要因の欠陥）

(2) 不安全な行動

- はしご、脚立の欠陥を知りながら「少しの作業なら‥」と「このくらいの風や地盤の緩みなら大丈夫‥」と放置する
- はしご上から身を乗り出す、脚立の天板に乗って作業‥、荷物を片手に持って昇降する‥と、危険な行動をとる

はしごや脚立は使用するものによって、使用方法、使用場所の状況によって、災害の状況（災害の程度、可能性）に違いがある。

(1) 使用するものによって

- はしご、脚立の大小
- はしご、脚立自体に欠陥（すべり止め有無、経年劣化、損傷、腐食、）

(2) 使用方法

- はしごの両端から身を乗り出して作業
- 脚立の天板に乗って作業
- はしごを背にして昇降したり、荷を片手にもって昇降する
- はしごを固定していない

(3) 使用場所等

- はしご、脚立の設置面が軟弱で沈下のおそれのある場所
- 強風等の悪天候

事故の大きさ、可能性

(1) 事故の大きさ

- 作業箇所が高い場所での作業であれば事故の強度が大きいかも‥

(2) 事故の可能性

- 軟弱な地盤、風の強さによって事故の可能性が大きいかも‥

使用する場合はまず次のことを！
①　想定される危険を予知しながら使用する。②　はしご等は足元が不安定になりやすいので、床面の広いローリングタワーや作業台の代替設備を検討。③　高さ１ｍ未満の作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用する

＊ はしごや脚立の使用の作業をなくせないか、安全性の高い設備に変更できないか、検討したうえ、作業を実施する。（「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう!」の建設用リーフレット使用して周知指導する。

建設業の墜落転落の内、はしご等からの墜落転落の死傷者数が毎年3割を超えている！
はしご等を使用する前にチェックをしてから使用しましょう。

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

- □はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- □（はしごをボルトで取付けている場合）ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- □はしごの上端を、上端床から60㎝以上突出している
- □はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- □はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- □はしごの足元に、滑り止め（転位防止措置）がある
- □靴は脱げにくく、滑りにくい
- □ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

出典：「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働災害防止協会編

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご（安衛則第527条）

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 幅は30㎝以上
4. すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

（作業前点検リスト）

年　月　日　　天気（晴・曇・雨・雪）

現場名　　確認担当者名

- □脚立は安定した場所に設置している
- □開き止めに確実にロックをかけた
- □ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- □ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- □靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- □身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- □天板上や天板をまたいで作業をしない
- □作業は２段目以下の踏みさんを使用する（３段目以下がよりよい）
- □作業は頭の真上でしない
- □荷物を持って昇降しない

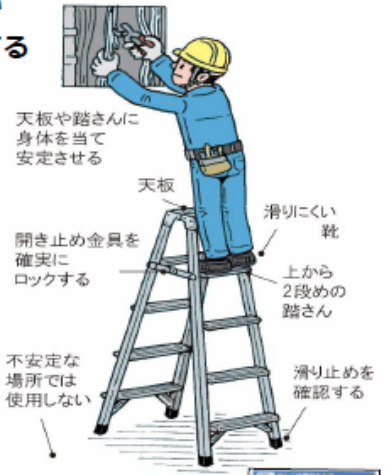

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立（安衛則第528条）

1. 丈夫な構造
2. 材料は著しい損傷、腐食等がない
3. 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
4. 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ２m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

建　設　業　の　安　全　衛　生　対　策

1　労働者の安全確保のための対策

墜落制止用器具の適切な使用

　厚生労働省は、事業者に対して、平成31年２月１日に施行された**墜落制止用器具に係る改正安衛則等について**、リーフレット等を活用して**改正内容の周知を図る**ともに、令和４年１月１日に経過措置期間が終了した**「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）に適合した墜落制止用器具の使用を徹底する。**

　事業者は、フルハーネス型墜落制止用器具の使用について、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」（平成30年６月22日付け基発0622 第２号）に基づく措置を適切に講じるとともに、**「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）に適合した墜落制止用器具の使用を徹底する。**

安全帯が「墜落制止用器具」に！

- 「墜落制止用器具」として認められる器具は**胴ベルト型とハーネス型**の2つとなります。
- 墜落制止用器具は**「フルハーネス型」**を使用することが**原則**です。
- **高さが２ｍ以上の箇所で作業床を設けることが困難**なところでは、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務について、**「安全衛生特別教育」**が必要です。

フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さ6.75m以下）は「胴ベルト型」の使用可。
※建設作業等一般的な使用条件では目安高さ5m以下となる

特別教育の実施状況を元方事業者に確認

胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安である6.75ｍの考え方

フルハーネス型安全帯の自由落下距離の最大値（4m）とショックアブソーバの伸びの最大値（1.75m）の合計値に1mを加えた値として6.75mとしている。

建設作業等において胴ベルト型を使用可能な高さの目安

建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件を想定すると、目安高さは５ｍ以下とすべきとしている。

令和4年死亡災害発生状況(対前年比較)

令和4年5月18日　現在

現在	22人
前年同期	22人

令和4年死亡災害発生状況（5月18日現在）

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	(注1)陸上貨物運送事業	ハイヤー・タクシー業	その他の運輸交通・貨物取扱業	商業	小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業	金融業	警備業	(注2)その他(一次産業)	全産業合計
本年発生分	1	13	1	8	1	4	2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3	0	2	1	22
前年同期	2	12	1	10	0	1	1	1	0	0	0	3	3	0	0	1	1	1	0	0	1	22
増減数	-1	1	0	-2	1	3	1	-1	0	0	0	-3	-3	1	1	0	-1	2	0	2	0	0

上段は本年5月18日　現在（速報値）
下段は前年同期（速報値）

（注１）「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
（注２）「その他（一次産業）」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和４年死傷災害発生状況（4月末日　現在）

業種別

東京労働局 労働基準部安全課

	製造業	建設業	土木工事業	建築工事業	木造家屋建築工事業	その他の建設業	(注2)陸上貨物運送事業	ハイヤー・タクシー業	その他の運輸交通・貨物取扱業	商業	小売業	保健衛生業	社会福祉施設	接客娯楽業	飲食店	清掃と畜業	ビルメン業	その他の三次産業	金融業	警備業	(注3)その他(一次産業)	全産業合計
本年発生分	111	388	86	217	7	85	270	126	82	445	326	1,709	1,022	208	168	223	156	446	18	91	18	4,026
前年同期	141	263	46	166	15	51	252	90	47	413	317	972	402	164	126	205	126	361	32	90	20	2,928
増減率(%)	-21.3	47.5	87.0	30.7	-53.3	66.7	7.1	40.0	74.5	7.7	2.8	75.8	154.2	26.8	33.3	8.8	23.8	23.5	-43.8	1.1	-10.0	37.5

上段は本年4月末日　現在（速報値）
下段は前年同期（速報値）

（注１）データは労働者死傷病報告による死亡及び休業４日以上の災害。
（注２）「陸上貨物運送事業」は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計値。
（注３）「その他（一次産業）」は、鉱業、農林業及び畜産・水産業。

令和４年の死傷災害発生状況（業種別・事故の型・休業日数・事故の型―起因物）

- 令和４年の休業４日以上の死傷者数は全業種で4,026人、このうち建設業が388人で全業種の10%。
  ⇒　墜落・転落によるものが71人(18%）で最も多く、次に転倒、はさまれとなっている。
- 墜落・転落、転倒による被災者の災害程度は、１か月を超え２か月以内のものが多い。
- 事故の型と起因物の両方でみた場合、はしご等からの墜落・転落が最も多く、次に通路の転倒、建築物構築物からの墜落・転落となっている。

【令和４年４月末日現在】

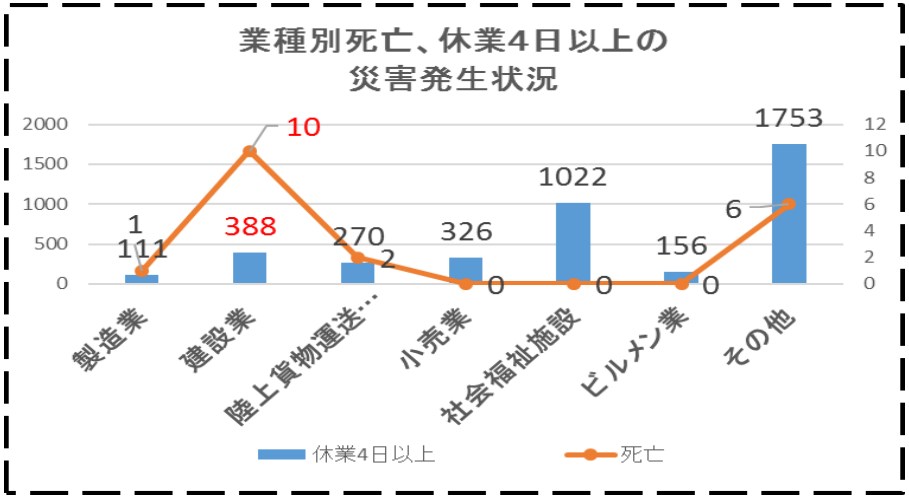

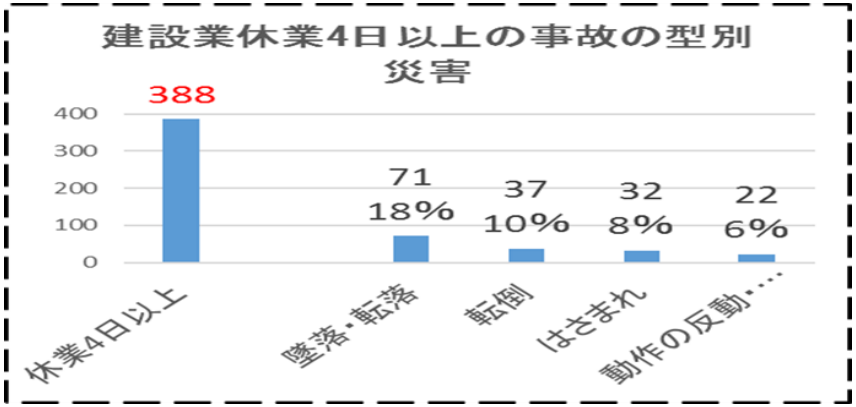

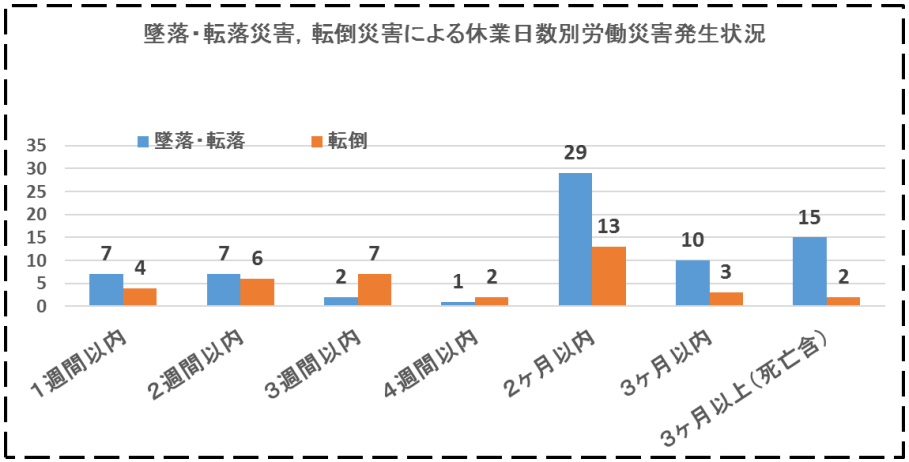

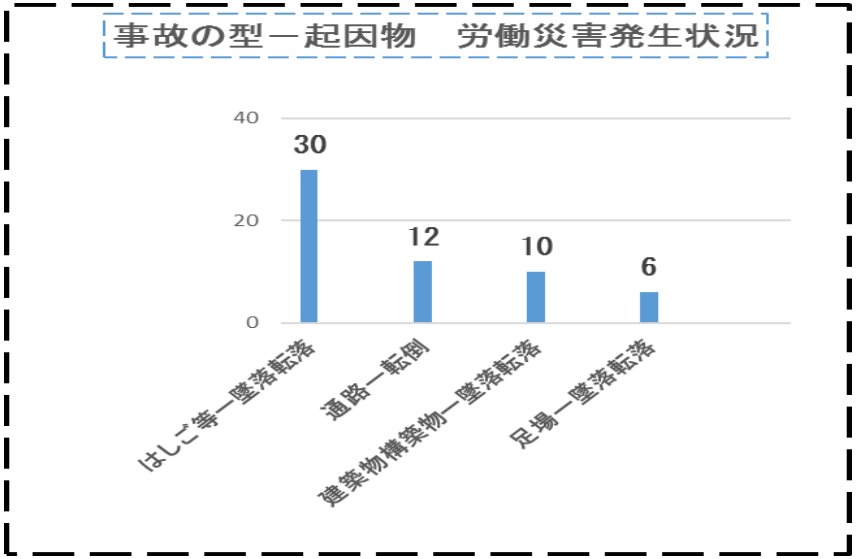

令和４年の建設業死傷災害発生状況（年齢別/事故の型/経験別）

- 令和４年の建設業の死傷者数388人について、年齢別でみると50歳以上60歳未満が98人（25%）で最も多く、次に40歳以上50歳未満が76人（20%）、20歳以上30歳未満が76人（20%）。
  ⇒　全体の死傷者数のうち、50歳以上の者が167人と43%を占める。
- 事故の型別でみると、 50歳以上の者の災害で、墜落・転落によるものが 31人と19%を占める。
- 経験別でみると、１年を超え５年以内の者が最も多く22%を占める。　　**【令和４年４月末日現在】**

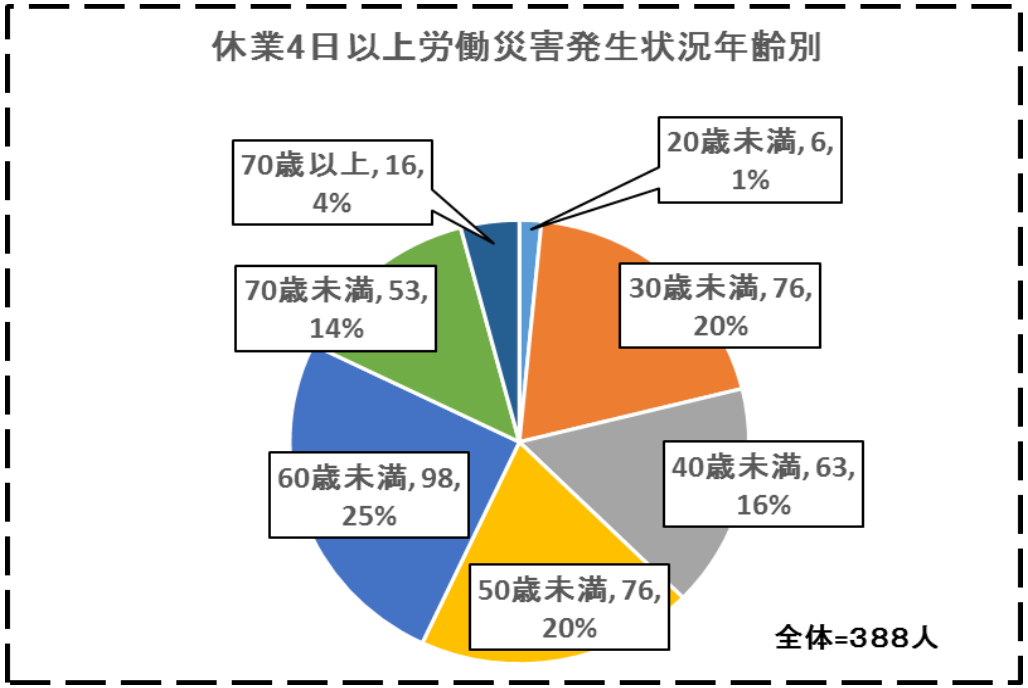

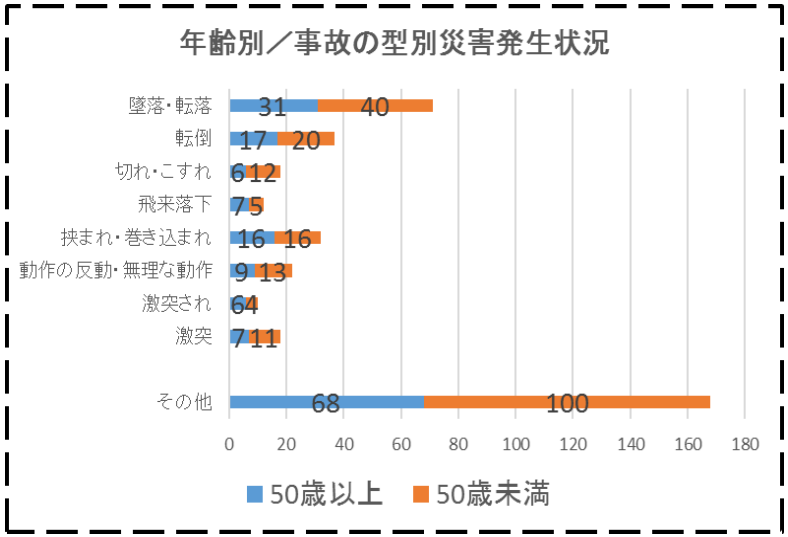

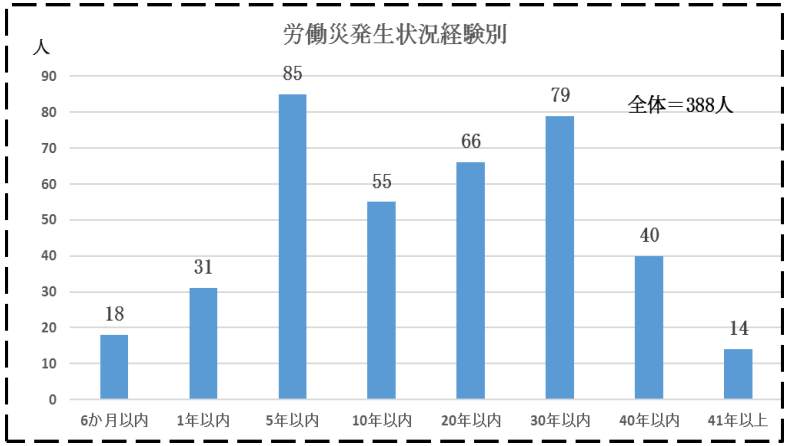

令和４年建設業死亡災害事例

	発生月	業種	職種 年齢 経験	事故の型 起因物	発生状況の概要
1	1月	その他の建設業	作業者・技能者 70歳代 20年以上30年未満	墜落、転落 トラック	トラックの荷台から機器をおろす作業の際、テールゲートリフターに機器を載せて位置の調整をしていたところ、被災者が機器とともにテールゲートリフターから墜落し被災者は機器の下敷きとなったもの。
2	1月	その他の建設業	機械修理工 20歳代 1年以上5年未満	はさまれ、巻き込まれ 混合機、粉砕機	アスファルト合材を製造するプラントの定期メンテナンスを行っていた業者の社長及び労働者１名が、ミキサー内で消耗したミキサーの羽根等を交換していたところ、当該社長から、コンプレッサーを動かすよう依頼された、業者の労働者が当該ミキサーを含むプラントの電源を投入し、ミキサーを起動し、ミキサー内で作業を行っていた社長と労働者が起動したミキサーに挟まれ、ともに死亡したもの。
3	1月	建築工事業	大工 70歳代 30年以上	墜落、転落 はしご等	マンション建設現場１階において、一人作業で型枠解体作業に従事していた被災者が，脚立の横で意識不明の状態で倒れていたもの。
4	1月	建築工事業	とび工 30歳代 10年以上20年未満	墜落、転落 足場	足場解体作業に伴い、足場の10層目付近にて足場のメッシュシートを外す作業を行っていたところ、足場から墜落したもの。
5	1月	建築工事業	建設業 60歳代 30年以上	墜落、転落 はしご等	戸建住宅の建設工事における地下室において、壁面に取り付けた下地材の出幅調整作業を、脚立を使用して行っていたところ、脚立の高さ１．１メートルの段上から転落し死亡したもの。
6	2月	建築工事業	解体工 20歳代 1年以上5年未満	墜落、転落 屋根、はり、もや、けた、合掌	２階屋上を歩いていたところ、天窓を踏み抜き墜落したもの。
7	3月	その他の建設業	設備機械工 20歳代 1年以上5年未満	墜落、転落 作業床、歩み板	建物屋上の空調室外機の撤去作業中、建物屋上を台車資材を移動中に高さ１９ｍから墜落して死亡したもの。
8	3月	建築工事業	とび工 60歳代 30年以上	墜落、転落 足場	地上４階建の共同住宅新築工事において、躯体南側の抱き足場の組立て作業中であった二次請の作業員が、地上で倒れている状態で発見され、病院に搬送されたが死亡したもの。被災者は、直前まで高さ約６．８メートルの足場上で組立作業に従事していたことから、同所から墜落したものと推定される。

本表の災害は、安全課が令和４年３月までに把握し、東京労働局管内の事業場で令和４年に発生した建設業の主な死亡災害です。

建設死亡災害を発生させない取組強化を！！

令和４年に10人死亡！

死亡災害の8割が墜落・転落！！

足場から墜落
建物屋上から墜落
脚立から墜落

昨年同期比で4人増加！！

死亡災害を絶対に発生させない旨の決意表明・発信を行ってください！

東京労働局労働基準部　安全課　（R4.4）

★決意表明をお願いします！

（例）

当現場では、死亡災害は絶対に発生させないよう元請、協力会社が一体となって労働災害防止に取り組むことを決意する

重点事項：墜落防止の徹底

東京労働建設株式会社
死亡災害撲滅プロジェクト工事
現場所長　西歩　和久郎

労働災害防止活動の取組強化をお願いします！

【建設業】労働災害防止に向けた取組強化 自主点検表

点検日：　月　日、点検者：

元請事業場名			
工事名称(所在地)			
工事概要等	（土木・建築・その他）	請負金額： 工事期間：　～	
現在の作業内容 進捗率(%)	（　%）	災害発生状況	（　件）

☆下記に示した各項目の対策は十分ですか？ □にレを付けて確認するとともに、死亡災害の撲滅に向けて取組を強化しましょう。
また、未実施である項目は、速やかに、改善を図りましょう。

□1　現場所長自らが「死亡災害を絶対に発生させない」旨の決意表明を行っているか。また、朝礼時などにおける宣言や現場内の掲示（関係者への共有）を行っているか。

□2　安全衛生管理活動の活性化が図られているか。

- □ 安全衛生基本方針、安全衛生の目標、工程・工期毎の重点項目を明確にした計画の策定
- □ 安全衛生管理体制の整備と職制上の役割の明確化
- □ 作業計画の作成と計画段階におけるリスクアセスメントの実施
- □ 労働災害防止に係る協議会の設置と的確な開催（少なくとも毎月１回以上）
- □ 関係請負人に対する的確な連絡・調整の実施及び法令遵守の指導
- □ 職長、作業主任者、作業指揮者の選任及び職務遂行状況の確認
- □ 作業場所の職場巡視の励行と的確な改善指示（少なくとも毎作業日１回以上）
- □ 見える化（危険箇所の注意喚起や絵表示による視覚化）の促進
- □ 持ち込み機械・設備の点検の実施状況と作業従事者に対する有資格の確認
- □ 建設重機等による安全作業の徹底（転倒や作業者との接触防止、用途外使用の禁止）
- □ 作業開始前における関係請負人との打ち合わせ、ＫＹ（危険予知）活動の励行
- □ 高年齢労働者及び外国人労働者に対する安全衛生対策
- □ 施工と安全管理が一体となった安全施工サイクル活動（日々の朝礼、安全ミーティング、作業開始前点検、巡視、持場後片付け、終業時の確認など）の実施

□3　墜落防止対策の徹底が図られているか。

- □ 高所における有効な作業床の確保と端部からの墜落防止措置（手すりの設置等）
- □ 開口部における的確な覆いと立入禁止表示、作業時における周囲に手すり設置などの措置
- □ 墜落制止用器具の的確な使用（特に有効な作業床の確保が困難な鉄骨組立作業や足場の組立・解体作業時などにおける使用の徹底）と取付設備の設置
- □ 足場における作業開始前の的確な点検と不備箇所についての即時改善
- □ はしご、脚立等の適切な用具の選定と適正な使用（安全で有効な昇降設備の設置等）

□4　新規入場者等に対する安全衛生教育は徹底しているか。

- □ 安全衛生管理計画や災害防止目標と重点事項、現場における安全ルールの周知
- □ 作業内容に応じた教育（作業の特性に応じた保護具の使用や作業手順遵守の徹底、就業制限の確認と特別教育の実施など）の的確な実施
- □ 安全衛生意識の向上（危険意識の低下に対する危険体験トレーニング等の実施、作業の慣れによる作業手順の省略や不安全行動などの禁止）
- □ 混在作業場所における作業相互の連携、労働災害防止対策
- □ 関係請負人に対する入場前事前教育の実施状況の確認と教育資料の提供
- □ 作業禁止基準及び災害発生時における対応と退避の方法、緊急連絡体制の周知

【点検結果と今後の対応（取組強化）】

＜参考となる関係通達＞
・平成７年４月21日付け基発第267号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針について」
・平成19年３月22日付け基発第0322002号「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」

東京労働局労働基準部安全課作成（R４．４）

令和４年６月1日～７月31日

SafeWork建設現場 死亡災害撲滅取組期間

東京労働局（労働基準監督署）では、
集中的現場パトロールを実施します！

集中的現場指導結果１（令和３年６月）

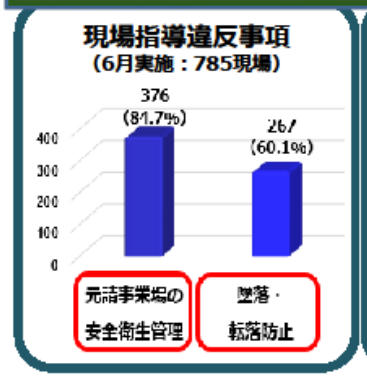

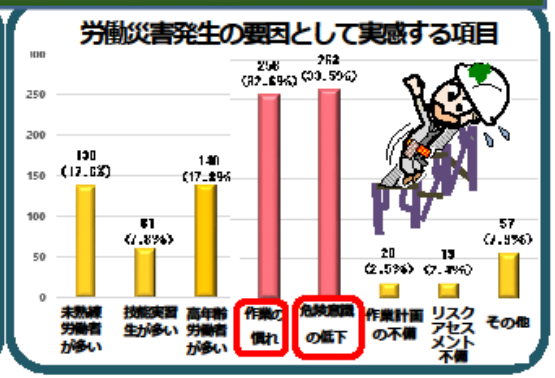

集中的現場指導結果２（令和３年１２月）

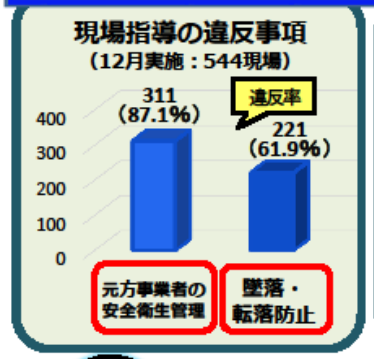

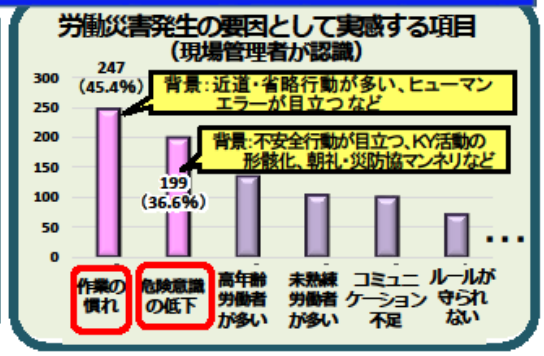

✔取組期間中に実施してください！

1 死亡災害を発生させない決意表明
2 安全衛生管理活動の強化
3 墜落・転落防止対策の徹底
4 安全衛生教育の強化

労働災害防止に向けた取組強化 自主点検表は以下をクリック！

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/newpage_00017.html

東京労働局 Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱

1 趣旨・目的

令和４年の東京労働局管内における建設業の死亡者数は、５月 18 日時点で 13 人と前年同期（12 人）に比べ１人増加しており、この状況が続くと第 13 次東京労働局労働災害防止計画の建設業における数値目標（死亡者数 23 人以下）の達成が困難であると危惧される。

内訳をみると、死亡者数全体の約７割が墜落・転落によるものであり、墜落制止用器具の未使用等、基本的な災害防止対策が十分に講じられていない状況が認められる。

このことから、当局では「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」を設定し、現場指導等の強化を図るとともに、都内の建設関係労働災害防止団体等を通じ、建設事業者に対して現場パトロールの強化要請の実施など、建設業における死亡災害の撲滅を図るため、各種の取組を行うこととする。

2 取組期間

令和４年６月１日～７月 31 日

3 東京労働局・労働基準監督署の実施事項

（１）東京労働局長による「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間」の実施についての発信

（２）建設業労働災害防止協会東京支部等関係団体、発注者、大手建設事業者に対する死亡災害撲滅を目的としたパトロール強化の要請（局）

（３）東京労働局長による大規模建設工事現場に対するパトロールの実施

（４）局幹部と建設業労働災害防止協会東京支部との合同による安全衛生管理確認パトロールの実施

（５）建設工事に対する現場指導の集中的実施

（６）建設業労働災害防止協会東京支部各分会との合同パトロールの実施（署）

4 労働災害防止団体、発注者等関係機関の実施事項

（１）「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱」を会員事業者、関係業者等への周知、取組要請

（２）上記３の実施事項への支援、協力

（３）会員事業場に対する安全衛生活動の指導、援助

（４）現場パトロール等の実施、支援

5 建設事業者（元方事業者）の実施事項

（１）「Safe Work 建設現場死亡災害撲滅取組期間実施要綱」の関係労働者等への周知

（２）店社パトロールの実施強化（施工現場に対する集中的安全総点検の実施）

（３）施工現場に対する統括管理の強化等

① 死亡災害を発生させない旨の現場管理者による決意表明、発信

② 安全衛生管理活動の強化（巡視の励行と安全総点検、計画段階におけるリスクアセスメントと作業開始前ＫＹ活動の的確な実施、熱中症予防対策の徹底など）

③ 墜落・転落防止対策の徹底（高所作業自体が少なくて済む工法の採用、有効な作業床の設置、作業床の設置が困難な場合における防網の設置及び墜落制止用器具の使用徹底、足場における墜落防止措置及び点検の的確な実施など）

④ 新規入場者等に対する安全衛生教育の強化（危険意識の向上、不安全行動の禁止、安全な作業手順の遵守と理解度の確認など）

6 その他

東京労働局では、上記取組期間の実績等結果について公表を行う。

最後に

- **東京労働局では「第13次東京労働局労働災害防止５カ年計画」を推進中です。**
- **旗印は**

  「Safe　Work　TOKYO」

  「トップが打ち出す方針　みんなで共有　生み出す安全・安心」を
  キャッチフレーズに展開しております。
- **本年は最終年度として、墜落防止対策等の重点事項の推進を図っております。**

本日の講習内容を参考に、無災害での仕事の継続をお願いいたします。ご安全に！！

建設現場の管理者、労働者の皆様へ

建設現場における熱中症予防と新型コロナウイルス感染防止

～建設現場におけるマスク等の正しい選び方、使い方について～

建設現場で必要な対応

混在作業が行われる建設現場では、マスク等の着用も含め、一人ひとりの感染防止に向けた対応が職場全体の感染リスクを抑えることにつながります。

換気の悪い屋内空間において複数人で作業を行う場合にはマスク等を着用する必要がありますが、**単独作業の場合や屋外で他の作業員と十分な距離（２m以上）が確保できる場合などでは、熱中症予防の観点からマスク等を外した方がよい場合も考えられます。**

熱中症予防に配慮した上で、感染防止を図るには、**「マスク等を着用する場面」、「マスク等の選び方」、「正しい着用方法」を作業員一人ひとりに徹底することが重要**です。

1　作業に応じたマスク等の選び方

①マスク等の種類と特性

マスク等は、飛沫の飛散防止、飛沫の吸入防止のために着用するものですが、様々な種類のものがあります。市販の不織布マスクをはじめ、一般に使用されているマスク等を建設現場で使用すること想定した場合の特性をまとめると次のとおりです（※1）。

「◎：優れている」、「○：良好」、「△：普通」、「×：やや劣る」

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク(※2)	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク(※2)	○	◎	◎	◎	×	△

（※1）令和２年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」をもとに作成したもの。
調査研究は一部の製品を対象として測定を行った結果を取りまとめたものであり、個々の製品によっては上記の表とは特性が異なる場合があります。
（※2）一定の作業の際は、労働安全衛生関係法令に基づき、防じんマスクの着用が義務付けられています。

②マスク等を着用すべき場面

建設現場における作業は、単独作業や他の作業員と十分な距離（２m以上）をとって行われる場合がある一方、「朝礼」や「作業工程の確認」などのほか、「休憩・食事」、「工事用エレベータでの集団での移動」など、作業員同士が近くに集まる場面もあります。

管理者は、個々の作業が行われる状況を踏まえ、**マスク等を着用すべき場面を特定し、作業員一人ひとりに周知してください。**

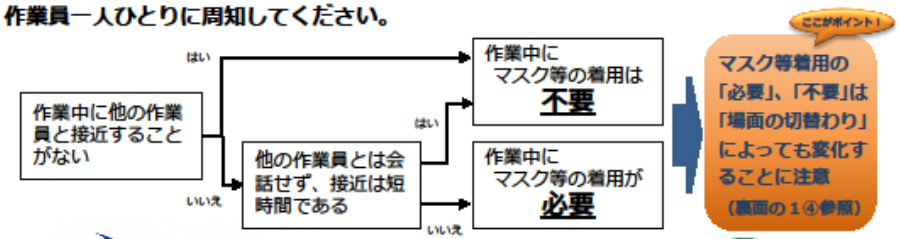

③作業負荷とマスク等着用による熱中症リスク

マスク等の着用による新型コロナウイルスの感染防止効果や熱中症発症リスクについては、現時点では定量的に明らかになっていませんが、令和２年度に実施した研究（※）の結果、以下のようなことが分かっています。

①**マスク等の着用**により**呼吸時の負担感が増加**し、**飛沫飛散防止等の効果が高いものでは息苦しさを強く感じる**

②**軽い負荷の運動**では、**マスク等の有無により深部体温の上昇には差がない**

③**マスク等の内部の「酸素濃度の低下」、「二酸化炭素濃度の上昇」**が見られた

（軽い負荷の運動では血液中のガス濃度に影響はないが、高負荷作業には注意が必要）

（※）令和２年度厚生労働科学特別研究事業「建設現場での作業等におけるプロテクタの選定・使用ツールキットの開発に関する調査研究」

④マスク等の選定に当たっての考え方

○ マスク等の選定に当たって考慮すべき事項

飛沫飛散防止等の効果が高いマスク等を着用していても、作業中の息苦しさを和らげるため、顔とマスク等との間に隙間を作った場合には感染防止効果が低下します。

マスク等の選定に当たっては、①作業負荷のほか、②作業時の人との距離、③作業場所の状況、④連続作業時間、⑤コミュニケーションの取りやすさなどにも留意しましょう。

○ マスク等が必要な場面への備え

休憩や昼食、作業連絡、車両やエレベータでの移動などの際に他の作業員と十分な距離が確保できない場合には、マスク等の着用が必要になります。**マスク等の着用が不要な作業であっても、「場面の切替わり」に備え、マスク等を携帯しましょう。**

⑤マスク等の着用状況と接触感染

マスク等を着用しない、又は**飛沫飛散防止効果が低いマスク等を着用**して作業を行った場合、作業対象や工具等に飛沫が付着する可能性が高まります。**複数の作業員が共用する工具等や操作盤などについては接触感染防止のため、こまめに消毒**しましょう。

2　マスク等の正しい付け方と効果

作業中の息苦しさから「あごに掛ける」、「鼻を出す」など、正しい方法で着用しなかった場合、マスク等の感染防止効果が低下します。**マスク等は正しい方法で着用し、息苦しさなどを感じた場合にはマスク等を外せる環境で休憩をとるようにしましょう。**

3　現場管理者の役割

①計画段階での検討

計画段階から、換気の悪い室内での作業や作業員同士が接近する機会を減らすよう努めましょう。

（例）朝礼の工夫、作業時間帯や休憩時間の分散、マスクを外せる休憩場所の確保 等

②現場でのルール化

熱中症予防と感染防止に向けた**現場のルールを定め、徹底**しましょう。

（例）マスク等を着用すべき場所の掲示、休憩場所の使い方、職場外での留意事項 等

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

R3.5

安全は 急がず焦らず 怠らず

第95回 全国安全週間

令和4年 7/1（金）→ 7（木）

準備期間：令和4年 6/1（水）→ 30（木）

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会　協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

SAFE
Safer
Action
For
Employees

第95回 全国安全週間について

今年で95回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために、産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

事業場では、労使が協調して労働災害防止対策を展開し、労働災害は長期的に減少してきました。しかし、近年は、就業人口が高齢化し、高年齢労働者の労働災害や、転倒や腰痛などの労働者の作業行動に起因する労働災害が顕著に増加しています。これらの災害は、事業者が行う対策だけで防ぐことが困難な場合もあるため、災害防止に向け労使一丸となった取組が求められています。

このような状況下で労働災害を減少させるには、事業者・労働者双方が労働災害防止のための基本ルールを徹底し、それらを遵守・実行するための時間的・人員的余裕のある業務体制を構築することが重要です。そのため、今年度は、「安全は 急がず焦らず 怠らず」のスローガンの下、全国安全週間を実施します。

厚生労働省では、全国安全週間と合わせて、6月1日（水）から30日（木）までを準備期間として、安全広報資料等の作成・配布、安全パトロールの実施、労働安全に関する講習会の開催など、さまざまな取組を実施します。

主唱者：厚生労働省、中央労働災害防止協会　協賛者：建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

労働災害例

腰痛注意

転倒注意

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています！

厚生労働省	https://www.mhlw.go.jp/
中央労働災害防止協会	https://www.jisha.or.jp/
職場のあんぜんサイト	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/
あんぜんプロジェクト	https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらで検索！

- 厚生労働省 安全衛生　検索
- 中央労働災害防止協会 全国安全週間　検索
- 職場のあんぜんサイト　検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署